

# 第47回 中四九地区医師会 看護学校協議会

地域を支える看護職を育てよう ～今、求められる看護基礎教育の在り方～



と き 平成28年8月20日(土)・21日(日)

と ころ ホテルクレメント徳島

広島県医師会常任理事 野間 純



徳島県立総合看護学校の担当により標記協議会が開催され、本県からは広島市、呉市、福山市医師会看護専門学校の関係者が参加した。また本会からは、檜谷義美、豊田秀三両副会長と担当の野間が参加した。

当日は、「地域を支える看護職を育てよう～今、求められる看護基礎教育の在り方～」をテーマとして、両日にわたりシンポジウム1題、特別講演3題、三校連絡会、運営委員会、教育研修が開催された。以下、本協議会の概要を記す。

※この協議会は、中国・四国・九州地区の医師会立看護学校36校が加盟し、毎年各校の持ち回りで開催されており、各学校間の交誼を厚くし、緊密な連絡・協調を深め、学校の現状と問題点の検討やその解決施策を協議して、学校運営と看護教育の発展向上を図ることを目的に開かれているものである。

## 開会挨拶 (要旨)

第47回中四九地区医師会看護学校協議会会長  
川島 周

徳島県立総合看護学校は、徳島市医師会付属施設から県立に移管されているため、県の運営交付金で運営している。行政からは看護職員の養成に熱意を注いでいただいていることにお礼申し上げます。

本協議会の開催にあたって、4つのテーマを挙げたい。まず第1に、本協議会の運営について、第2に教員の質向上、第3に日本准看護師連絡協議会の設立、第4に日本医師会による准看護師教育の検討の場の見直しである。日本医師会におかれては、「平成28年度医師会立助産師・看護師・准看護師学校養成所調査結果」において、「看護系大学などの増設によって、医師会立養成所の実習施設の確保は非常に困難になっており、教員の確保や経営面でも非常に厳しい運営を強いられている。(中略)厚生労働省や都道府県・市区町村行政による、補助金(地域医療介護総合確保基金)の増額や各種規則の柔軟な運用等、養成の支援が必要である」との記載があるが、日本医師会としての支援については明確な記載がなく、大きな問題と考える。これらのことについて、特に明日の運営委員会を中心に、皆さまの活発なご議論をお願い申し上げます。

## 来賓挨拶 (要旨)

日本医師会会長 横倉 義武

平成28年～29年度にかけて、看護教育カリキュラムの見直しの検討が行われる。実習施設の確保が困難となっている母性・小児看護の実習のあり方についても検討が行われる予定である。学内でできること、実習先でなければできないことを精査し、教育の質を担保しながら、よりよいカリキュラムを作り上げることが大切と考える。この検討会に向け、ぜひ現場の先生方のご意見をお寄せいただきたい。

また、本年末には、厚生労働省および各都道府県において、看護職員需給見通しを取りまとめられ、その推計は2025年の地域医療構想における医療需要を見込んだものとなる。地域ごとの看護職員の供給においては、地域に根ざした看護師・准看護師養成所の役割は大変大きいと考えている。医師会立看護学校の役割は、地域医療にかかせないものである。日本医師会としても、地域医療を守る、国民医療を守るという

立場から、主張をしっかりとしていく。

## 来賓挨拶 (要旨)

徳島県知事 飯泉 嘉門

日本全体の大きな課題として2025年問題への対応があり、地域包括ケアシステムをいかに早く、満足いただける形で構築するかがポイントとなる。徳島県は、2020年に65歳以上人口がピークを迎える予定であり、西日本では最初にその構築に取りかかるとともに、現在も訪問看護の拠点整備を全県下に進めている。看護各方面の皆さまの多大なるご協力に感謝する。

徳島県立総合看護学校では、各課程の垣根を越えて、訪問看護の必要性を理解・体感してもらえよう、モデルプログラムを構築し、推進しているところである。また、複雑多様化する看護を学ぶ上で精神的な支えとなるべく、学生を対象に、臨床心理士などによる相談窓口を設けている。

本日お集まりの皆さまが、テーマに沿って活発にご討議いただき、新機軸を徳島から全国へ発信していただけるよう祈念する。

## シンポジウム 准看護師の育成課題

准看護科卒業生、病院看護部長、学校養成所それぞれの立場からシンポジストが登壇し、発表、ディスカッションが行われた。

徳島県立看護学院准看護学科卒業生の長井貴司氏は、「准看護師教育の必要性について」と題して、転職のため、働きながら准看護師免許・看護師免許を取得し、救命救急センターやICUでの看護業務を担うに至った自身の経験を報告した。看護師・准看護師の区別なく、実践経験によりアセスメント能力は身につくと述べ、社会人経験者が看護師を目指す道としての准看護教育の必要性を強調した。

社会医療法人川島会 川島病院看護部長の天下千鶴氏は、「現場で働く准看護師の成長支援」と題して、当病院で働く准看護師の現状と、日本准看護師連絡協議会の役割について報告した。准看護師は「医師や看護師の指示の基に業務を行う」資格であることが知られておらず、現場では准看護師でもアセスメント能力や指示などを求められることがある。また病院の教育体制も看護師・准看護師とも同じであることから、勤務に困難を感じる准看護師がいるという現状を紹介し、准看護師の生涯教育研修体制の構築

を目指す「日本准看護師連絡協議会」設立の意義を説明した。

徳島県立総合看護学校副校長の浅野弘子氏は、「准看護師教育の現状と課題を考える」と題して、准看護師養成所の抱える課題と改善について自身の考えを説明した。看護職員の質と量の確保の観点から、看護基礎教育の充実は不可欠である。入学者確保のために、例えば単位制の導入など社会人経験者が学習しやすい環境を整備する、生徒の多様性に応じ、技術面だけでなくコミュニケーション能力を含め育成する、教員講習の充実と講習中の補助人員雇用への支援を行うなどの改善策を説明した。

ディスカッションでは、地区医師会での看護師・准看護師を対象とした卒後研修の取り組みについて紹介があった。また、2018年4月から予定されている看護師2年課程通信制の要件緩和について、質の担保を懸念する意見などがあった。

## 特別講演Ⅰ

### 地域包括ケアシステムにおける看護職の役割について

日本医師会常任理事 釜范 敏

地域包括ケアにおける看護職員の役割について、多職種連携により患者や家族の望む医療の形に導くことであると述べ、日本医師会が文部科学省の委託を受け平成27年度に実施した「地域包括ケアを担う医療・介護分野の中核的専門人材養成のための教育プログラム開発」事業について報告した。本事業では、地域包括ケアシステムおよび医療・介護の多職種連携を理解するためのDVDとワークブックを作成したため、各研修会や、看護職員養成所などでご活用いただきたいと説明があった(日本医師会ホームページ>地域保健>「多職種連携を支える人材の養成について」に掲載)。

また国の看護需給見通しが年内に取りまとめられるにあたり、日本医師会としては、地域医療における深刻な看護職員不足を反映する必要があるとの考えを示した。

看護師2年課程通信制の入学要件緩和(准看護師としての業務経験を10年から7年に緩和)については、日本医師会の見解として、「通学が本来あるべき姿であり、通信制の緩和により通学課程が大きな影響を受け、准看護師が免許取得後すぐに進学する道が閉ざされては本末転倒である。通学制とのバランスも考えながら通信制のカリキュラムを見直し、教育の質を担保する必

要がある」と説明した。

最後に、「地域包括ケアシステムにおいて看護職員が大きな役割を果たす一方、医師と看護職員の業務の線引きにおいては、多くの問題をはらんでいる。例えば看取りなど、患者や家族が望む形が確認できていれば看護職員の対応でも問題ないが、一律に制度として対応することは混乱を招く」との考えを示した。

質疑応答では、特に准看護師として、地域包括ケアシステムの中で生活に密着したケアができる人材の育成について質問があり、釜范常任理事からは、准看護師養成課程の2年間という限りある時間で学習内容や修学年限を増やすことは難しく、卒後研修が重要となる。また多様性のある看護職員育成のため、それぞれの看護職員の資格により何ができるのかを明示することが必要と回答した。

## 特別講演Ⅱ

### 今、求められる看護基礎教育の在り方—地域を支え、地域の支えによって成長する看護職

一般社団法人日本看護学校協議会会長  
荒川 眞知子

地域包括ケアシステムの構築、共生社会の実現、地方分権改革などの社会背景を踏まえ、地域を支える人材を養成するために看護基礎教育に求められることを報告した。

本協議会としては、学生がどの教育機関・教育課程で教育を受けても最高の教育が受けられるよう、教育の質の向上を目指して活動している。大学、短大、看護師等養成所など多様な教育機関同士がそれぞれの特徴・良さを認め合い、連携・協力を推進することが必要と考える。

これらの理念のもと、地域に根ざし、その人らしい暮らしを人生の最期まで支えることのできる看護職員を育成するため、必要な看護基礎教育として具体的な事項を挙げた。まず「地元地域を知るための教育内容の導入」により、地域の暮らし・保健・福祉・財源などを知り、地域に沿った看護のあり方を考える素地とする。「学ぶ場の拡大」として、例えば小学校や診療所、心身障害者施設、スポーツクラブなどにおいて実習を行い、平時からの健康管理なども含め、あらゆる状態での看護のあり方を学ぶ。そのほか「大学・養成所の垣根のない看護教育機関同士の連携」により、例えば大学図書など施設・設備の共用、実習施設の調整、学生同士の

交流などを行うことの必要性、「薬学部や家政科等の他職種教育機関との連携」については広島県の医療福祉関連教育施設連絡協議会の取り組みを紹介し、多職種連携の観点から関係職種の合同教育を進めていることを報告した。

質疑応答では、広島県医師会より、広島県看護学校協議会などの場でも県担当課や教育長などとの意見交換の場が持て、さまざまな取り組みへとつながっている。本協議会のような有意義な会が、関東・東北など各地区へと広がることで前に進んでいくことを期待するとの発言があった。

## 特別講演Ⅲ

### 地域を支える看護職員の確保と看護基礎教育の課題

厚生労働省医政局看護課課長 岩澤 和子

2025年に必要な看護職員数は約200万人と推計されており、現状ベースでの養成だと2025年には約3万～13万人の看護職員が不足すると見込まれる。また多死社会の到来による看取りニーズの増大、病床機能の分化・連携、医療ICTなどの整備、働き方改革など、医療を取り巻く状況の変化に鑑み、看護職員に求められる役割として、「地域包括ケアシステムの推進や地域医療構想の実現に貢献できること」「ライフサイクルに合わせて活動する場を選択し、できるだけ働き続けること」「知識や技術のアップデートを適時行い、国民に必要な看護を安全に実践できること」を挙げた。特に准看護師については、准看護師養成課程における高校既卒者（社会人経験者）の増加、准看護師の教育内容の見直しが平成11年の改正以来14年間行われていないこと

などから、今後、准看護師も含めた看護基礎教育カリキュラムの見直しの検討が行われる予定とのことだった。

また、社会人の就学支援を目的に、教育訓練給付金の給付内容を拡充していることを紹介し、専門実践教育訓練指定講座の指定を受ける必要があるが、ぜひ活用してほしい旨、呼び掛けた。

看護師学校養成所2年課程（通信制）については、准看護師から看護師への移行促進を目指し、平成30年から、入学要件としての就業経験年数を現行の10年から7年に短縮する。一方で教育の充実をするため、専任教員の定数を7名から10名に増員することを報告した。

## 運営委員会

コメンテーター

日本医師会常任理事 釜菟 敏

厚生労働省看護課長 岩澤 和子

会場全体で、今後の協議会運営や看護学校運営などに関する意見交換が行われた。

会場からは、本協議会の全国組織化を望む声や、看護協会との連携の必要性、准看護師の地位向上のための入学資格の改正（中卒から高卒へ）に関する意見等が寄せられた。また実習施設要件の緩和や、専任教員養成研修会の全県開催および単位制の導入等についても要望があった。

本協議会の川島周会長は、これらの意見を取りまとめ「2016とくしま宣言」として宣言した（別紙）。とくしま宣言の内容は、厚生労働省、日本医師会、中四九地区の各県看護行政担当者など関係機関に送付されるとのことだった。

ご注意ください

## 平成28年度 病床機能報告制度の実施について

厚生労働省から9月1日(木)に、厚生労働省より各病院及び有床診療所に対し、依頼状、医療機関ID・パスワード、報告マニュアル等の関係書類が送付されています。

報告の方法及び期間は、電子ファイルを専用ページ上へアップロードするか、CD-R等の電子記録媒体または紙媒体の郵送のいずれかにより、本年10月1日(土)～10月31日(月)の期間に行うこととされています。詳細は送付のあった書類もしくは、下記ホームページをご参照ください。

病床機能報告制度に関するホームページ

厚生労働省ホーム>政策について>分野別の政策一覧>健康・医療>医療>病床機能報告

URL : <http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000055891.html>

## 「2016とくしま宣言」(全文)

### ＜協議会運営委員会 決意宣言＞

少子高齢社会の我が国各地で、地域包括ケアが進められようとしているが、地域を支える看護職の不足は常態化している。地域での安全で安心な暮らしを守る准看護師は、高度急性期医療を支援する看護師に劣らない重要な役割を地域で担っている。少子社会のなかで、社会人をリクルートし地域医療を支える准看護師を育て、更に意欲ある准看護師が学ぶ看護師育成に医師会は全力を傾けている。我々医師会立看護学校は准看護師養成制度を堅持し、社会に語り掛け准看護師を目指す人達が増えるよう努め、質の高い准看護師並びに看護師を育成し、我が国の地域の医療・福祉に対し貢献を続けることを、ここに宣言する。

### ＜協議会運営委員会 要望決議宣言＞

中四九地区医師会看護学校協議会は、いま地域に強く求められる准看護師・看護師の育成に向けて、国民の方々の理解を得て、厚生労働省、日本医師会、及び各県看護行政担当者に対し、以下の事柄について積極的な支援を求めることを、ここに宣言する。

- 一、関係省庁及び地域行政担当者は准看護師制度を堅持し、その育成に積極的に支援することを求める。
- 一、准看護師養成の入学資格を高等学校卒もしくはそれ以上とし、准看護師教育の到達も苦行を設定し、単位制のカリキュラムへの改正を求める。
- 一、看護師養成所への運営補助金の増額と調整率の撤廃を求める。
- 一、実習施設への実習受託の働きかけと実習病院支援の実施を求める。
- 一、母性・小児看護学実習の指定要件の早急な緩和を求める。
- 一、教員確保のためのシステムを構築し、厚生労働省並びに日本医師会主催の各県での看護教員養成講習会を実施することを求める。
- 一、中四九地区医師会看護学校協議会を全国組織にすることを日本医師会に求める。

今回の本協議会は、八代看護学校(熊本県)の担当で、平成29年8月19日(土)・20日(日)、ホテル日航熊本にて開催される予定。

### 担当理事コメント

このたびの協議会では、特に“准看護師”の役割について再評価するという姿勢が感じられた。医療の現場が病院から地域へ移り、より多様な看護のあり方が求められている中で、地域で活躍する准看護師の役割は大きい。一方で、実際の現場では看護師・准看護師の区別なく扱われており、卒後研修の場も、准看護師を対象としたものは少ないといった課題も浮かび上

がった。継続した卒後研修の機会を提供するとともに、各看護職員の資格により、どのような職場でどのような仕事ができるのかを医療・介護関係職種全体で共有し、明確な役割分担のもと働けることが理想である。

本協議会は全国でもこの中国四国九州地区にしかなく、47年もの長い歴史を持つ。本協議会では、医師会看護学校運営に係る意見交換や国への要望・提言、各学校の課題や取り組みなどに関するアンケート調査の実施、教員向け研修など多様な取り組みを行っており、ぜひ本協議会での成果を各地区での実際の取り組みへとつなげていきたい。